

西脇市自治基本条例を施行します！

西脇市では、「市民主役のふるさと運営」を市政運営の柱に掲げて、市民の皆さんとともにさまざまな「まちづくり活動」を展開しています。「市民主役のふるさと運営」とは、「まちづくり」を行政が主導するのではなく、市民の皆さんと行政がパートナーとして協働し進めていくことをいいます。西脇市自治基本条例は2年6カ月の時間をかけて検討を重ねてきたもので、ふるさと西脇をより良くするための共通のルールとなるものです。4月1日の施行を前に、改めて市民の皆さんに概要をお伝えします。

西脇市自治基本条例は、どうやってつくったの？

『西脇市自治基本条例』は、平成22年3月に各種団体からの選出や公募の市民、学識委員で構成する「西脇市自治基本条例検討委員会」を設置し、約2年6カ月かけて、検討しました。

これまでと違って市民が参画して作った条例です

これまでの『条例』は、行政が作成し議会で決定するのがほとんどでしたが、自治基本条例は市民参画によって策定した初めての条例です。市民の皆さんに自治基本条例を知っていただくため、広報紙やホームページでの情報提供、地区別学習会やまちか

どミーティング、市民フォーラム、パブリックコメントなどの広報活動を行いました。そして、昨年12月議会に上程、3日間にわたって西脇市自治基本条例審査特別委員会の審査を受け、今年1月16日の臨時議会で、賛成多数で原案のとおり可決、4月1日から施行します。

この条例をつくって何が変わるの？

自治基本条例ができたことで、すぐに市民の皆さんの生活が大きく変わることはありません。この条例では、市民の皆さんが市政に参画するための制度を定めています。これらを活用いただくことで、より市民の皆さんの意見を反映した市政運営や、まちづくりが実現できると考えています。一方、市政運営においては、市民との情報共有や説明責任、財政状況の公表などを義務付けており、市役所も大きく意識を変革することになります。市政が変わり、市民の皆さんのご意見をより一層反映させ、「市民主役のふるさと運営」をさらに推進していきます。

10年後の西脇市像と一緒に考えましょう



まちづくり課 課長 柳田みどり

西脇市自治基本条例を平成25年4月1日に施行することになりました。この条例については、市民の皆さんにさまざまな場面でご説明し、ご意見を伺いました。しかし、まだまだ広報が十分でないと思いますので、今後も広報紙やホームページなどを通じて、情報提供に努めてまいります。また、「自治」「条例」という言葉を聞いただけで難しいものと思われがちですので、なるべく解りやすくお伝えしていくことが大事だとも考えています。

少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化していく中で、10年後のまちの姿を想像したとき、行政はもとより、地域に関わる人たちみんなが地域を支えていくイメージを、今から共有していくことが必要です。

来年度は、自治基本条例を推進していくために、一番身近な自治会活動や地区のまちづくり活動などが今後どうあるべきか、いつまでも住み続けたいと思えるまちであるためには何が必要なのかなどを市民の皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

Q「自治」というのは、「自分たちのことを自分たちで決めて行う」ことです。

例えば、ゴミステーションの清掃のやり方や順番を話し合ったり、町内会のイベントの内容をみんな決めて決めることも「自治」の一つです。

Q「まちづくり」というのは、

地域が抱えるさまざまな課題や問題を解決しながら、自分たちの住むまちを良くしていくこととすることを「まちづくり」といいます。西脇市自治基本条例には、本市の自治やまちづくりを進める基本的なルールを定めています。

Q「自治」の範囲はどのよう

個人・家族・隣保・自治会・町内会・地区・市・県・国とさまざまなものがあり、それぞれにおいて関係する人たちが話し合い、決定し、実

【Rethinking】

- ・自治会活動へ参加する
- ・資源回収やクリーン作戦へ参加する
- ・まちづくり協議会などの活動に参加・協力する

このような例を見ると、多くの市民の皆さんはすでに「自治」や「まちづくり」を実践されています。

さらに「まちづくり」活動の輪を広げて、西脇市をより住みよいまちにしていきたいです。

西脇市自治基本条例の主なポイントは？

- 市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、お互いを尊重し合い、情報共有に基づく参画と協働のまちづくりを進めることを基本としています。
- 市政運営の基本的なあり方を定めています。総合計画、説明責任、応答責任、財政運営、行政評価など
- 市民の皆さんの意見を市政に反映させる仕組みを定めています。参画の制度、審議会等の運営、住民投票、地域自治協議会など

市政へのご意見を反映するための条例です

「西脇市総合計画・後期基本計画の策定に係る市民アンケート」では、「市の職員は、市民の声に耳を傾けて熱心に取り組んでいただきたい。」「税の使い道をもっとわかりやすく」など、さまざまなご意見をいただいています。自治基本条例は、市民参画によって策定していますので、市民の皆さんの意見を反映するための仕組みや市職員の能力向上、市の財政状況などを分かりやすく公表することも定めてあり、アンケートのご意見にも対応しています。

